

海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議の開催について

令和3年10月28日
内閣官房長官決裁

- 1 令和3年8月に発生した海底火山「福德岡ノ場」の噴火により、軽石の漂着による船舶の航行や漁業への影響等が生じており、関係省庁が連携し、迅速に対応する必要があるため、海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房危機管理審議官
	内閣府政策統括官（防災担当）
	内閣府沖縄振興局長
	水産庁次長
	国土交通省水管理・国土保全局長
	国土交通省海事局長
	国土交通省港湾局長
	観光庁次長
	気象庁気象防災監
	海上保安庁海上保安監
	環境省水・大気環境局長
	原子力規制庁次長

- 3 対策会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。